平成26年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)

補助金申請の手引き

公募説明会資料

平成26年5月

日本LPガス団体協議会

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害 バルク等の導入に係るもの) 補助金申請の手引き

目 次	
当該補助事業について 1. 目 的 2. 適 用 3. 内 容 (1) 補助金の対象となる設備 (2) 補助金の対象となる設置場所 (3) 補助金の対象となる経費 (4) 補助金の率について (5) 申請者の資格 (6) 申請の条件 (7) 申請の受付期間 (8) 補助金の交付の審査 (9)「石油ガス災害バルク等」の詳細について (10) 「石油ガス災害バルク等」の一覧表	1
補助事業のフロー図	5
当該補助金に係わる手続き (1) 補助事業の募集 (2) 補助金交付申請 (3) 申請書類 (4) 「設備費」及び「設置工事費」の契約に係る注意事項 (5) 利益等排除について (6) 申請書類の提出先及び方法 ● 〈申請書作成に当たっての注意事項〉 (7) 交付決定通知書 (8) 「石油ガス災害バルク等」の購入 (9) 計画変更の承認 (10)(様式第1)補助金交付申請書 (11)(別紙1)補助事業に関する実施計画書 (12)暴力団排除に関する誓約事項 (13)申請書類の提出先及び方法 (14)(様式第4)計画変更承認申請書 (15)(様式第1)補助金交付申請書の書き方見本(病院がリースを使って	・・・・・・・6 設置する場合)
(様式第1)補助金交付申請書の見本	9
別紙1 補助事業に関する実施計画書の見本	••••13
参考様式1~5の見本	14~
申請書類の提出先及び方法	23
(様式第4)計画変更承認申請書の見本	24
(様式第1)の書き方見本	25

当該補助事業について

1. 目的

大規模な災害等が発生した時に、系統電力や都市ガスの供給が途絶した場合でも、公的避難所及び医療施設又は一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。

日本LPガス団体協議会は国の補助金の交付を得て、石油ガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、もって災害等発生時においても、これらの施設等に対する石油ガスの安定供給の確保を図ることを目的としています。

2. 適用

この事業は、法令、交付要綱及び日本LPガス団体協議会が定める「業務方法書」及び「業務細則」により実施されます。補助事業者はこれらの法令、交付要綱及び業務方法書等の規定を遵守しなければなりません。なお、正式名称を本手引きでは以下のとおり略しています。

- (1)日本LPガス団体協議会:日団協
- (2) 石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス 災害バルク等の導入に係るもの)交付要綱:交付要綱
- (3) 石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス 災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書:業務方法書
- (4) 石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス 災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書細則:業務細則
- ※ 業務方法書・業務細則は、日団協のホームページよりダウンロードできます。

3. 内容

- (1)補助金の対象となる設備(以下、「石油ガス災害バルク等」といいます) 「石油ガス災害バルク等」とは、「容器(バルク含む)部分」、「圧力調整器部分等」及 び「燃焼機器」で一体的に構成されたものをいいます。
 - 1) <u>「バルク部分」及び「バルクに接続する圧力調整器部分等」は、LPガス設備製造事</u>業者等からの申請に基づき、<u>日団協が指定を行ったものに限ります。</u>
 - 2) 「燃焼機器」は、LPガス発電・照明ユニット、燃焼機器(調理、炊飯又は暖房に供するもの)ユニット及びLPガス給湯ユニットをいい、<u>いずれか一つ以上のユニットを購入することと、災害等発生時にライフラインが途絶した場合でも、独立して</u>稼働できることが補助金の条件です。
 - ※従って、発電機を導入する場合は一個以上の照明機器を購入する必要があります。また、給湯ユニットは給湯器とポンプを組み合わせてユニットとしてください。
 - 3) 「容器 (バルク含む) 部分」のLPガスは、原則として災害等発生時以外にも常時使用されていることが補助金の条件です。また災害等発生時に備えて常時適量以上のLPガスを充てんしておかなければなりません。
- (2)補助金の対象となる設置場所
 - 1) 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等
 - 2) 公的避難所(地方公共団体が災害発生時に避難所として指定した施設)
 - 3) 災害等発生時に一時避難所となり得るような施設等 具体的には、一時的に避難所となり得るオフィスビル等、マンション等、公立学校、 私立学校、幼稚園、保育園、工場(災害等発生時等に危険な状況となり得る工場を除 く)、スーパー・コンビニ・チェーンの外食店舗、ホテル・旅館等、公民館、集会所、 神社、仏閣で、その他多数の人々の為に炊き出し等ができる面積を有する施設をいい ます。※LPガス充填所等への設置は補助金の対象外です。

(3)補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は「設備費」と「設置工事費」で、次のとおりです。

- 1) 設備費とは「石油ガス災害バルク等」の購入費
- 2) 設置工事費とは「石油ガス災害バルク等」の設置工事費等です。
 - 注1) 常時使用の燃焼機器及び常時使用の配管・電気配線等部分は補助金の対象外です。詳しくは4ページを参照ください。

(4)補助金の率について

- 1) 中小企業者は補助金の対象となる経費の2/3以内。
- 2) その他、大企業・地方公共団体等は、補助金の対象となる経費の1/2以内。
- 3)補助金の交付限度額は一申請あたり5百万円。

注)中小企業者の定義については、中小企業庁の定義に従っております。日本標準産業分類による業種を 4区分(卸売業、小売業、サービス業、製造業その他)に分類し、それぞれの区分で、資本の額(又は出 資の総額)又は従業者の数の基準のいずれかに該当するものを中小企業者としています。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1 億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	5 0 人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

[※]資本金の額又は従業員の数のいずれかに該当することが必要です。

(5) 申請者の資格

- 1)補助金の対象となる設置場所を所有若しくは管理する者で、「石油ガス災害バルク等」を購入し、当該場所に設置をする者
- 2) 又は、「石油ガス災害バルク等」を購入し、補助金の対象となる設置場所を所有若しくは管理する者にリースし、当該場所に設置をする者です。
 - 注) ここでいうリースとは業として行うリースに限ります。定款にリース業が記載されていることが必要です。

(6) 申請の条件

- 1) 交付決定前に「石油ガス災害バルク等」購入の発注がなされていないこと。
- 2)機器等の調達先、工事請負先に対する支払が原則として銀行振込であること。
- 3)補助事業が平成27年2月13日までに完了し、同日までに実績報告書を日団協に提出できること。

(7) 申請の受付期間(予定)

第1回 平成26年6月2日(月)~6月13日(金)(日団協に必着)

第2回 平成26年7月中を予定しています。

- ※予算額を第1回で超えた場合は第2回目の受付はありません。
- ※上記期間で予算額に達しなかった場合は再度受付期間を設けます。

※申請の受付後、日団協はその内容を審査し、適正と認められたものを審査委員会に付議し、その結果適正と認めたときは、補助金の交付決定をします。補助金交付決定の通知を受けとったあとに、事業の発注をすることができます。

(8)補助金の交付の審査

日団協は、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。 予算を超える申請があった場合、委員会は別添の「審査手順」により優先順位をつけて 採択を行います。

(9)「石油ガス災害バルク等」の詳細について

- A. 「容器での供給」の場合は、下記のとおり。
 - 1)「シリンダー容器」は以下の機器とします。
 - ①50kgシリンダー容器8本以上(サイホン式容器を除く)注2)P4、参照ください。
 - 2)「圧力調整器部分等」は以下の機器とします。
 - ①ガス放出防止器
 - ②高圧ホース
 - ③供給ユニット(自動切替圧力調整器は必ず装備する。)
 - ④マイコンメーター
 - ⑤必要に応じて残ガス警報通信設備
 - ⑥配管末端には二ロガス栓を5個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス 栓収納ボックス(防滴型)で保護すること。
- B「バルクでの供給」の場合は、下記のとおり。
 - 1)「バルク容器」は以下の機器とします。
 - ①300kgバルク容器災害用取り出しガス栓付き
 - ②500kgバルク容器災害用取り出しガス栓付き
 - ③800kgバルク容器災害用取り出しガス栓付き
 - ④1, 000kgバルク容器災害用取り出しガス栓付き
 - ⑤2,900kgバルク容器災害用取り出しガス栓付き
 - 2)「圧力調整器部分等」については以下の機器とします。
 - ①供給ユニット (圧力調整器等)
 - ②低圧フレキ管
 - ③マイコンメーター
 - ④原則バルクベース(災害等発生時において、コンクリートベース等が当該「バルク容器部分」及び「圧力調整器部分等」を保護するのに十分な強度が担保できる場合を除く)
 - ⑤必要に応じてガードパイプ
 - ⑥ガス検知器
 - ⑦必要に応じて残ガス警報通信設備
 - ⑧配管末端には二口ガス栓を5個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス 栓収納ボックス(防滴型)で保護すること。
 - ⑨支柱ユニット
 - ⑩必要に応じて蒸発器等(各々のユニットを稼働させるため、LPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとし、発生量は50kg/hを上限とする)
- C「燃焼機器」とは、次のとおりです。
 - ①LPガス発電機・照明機器ユニット 注3) P4参照ください。
 - ②LPガス燃焼機器(調理、炊飯又は暖房に供するもの) ユニット
 - ③LPガス給湯ユニット
- D設置については、次のとおりです。

地上式の場合は、コンクリート等強度のあるものの上に設置するものとし、<u>50kgシリンダー容器の場合は2重にボンベチェーンを施す</u>、バルク容器の場合は原則としてC型鋼又はH型鋼製スキッドベースの上にバルク容器等を固定する。また、地上式の場合は、必要に応じて防護柵等を設けること。

(10)「石油ガス災害バルク等」の一覧表

日団協が指定した「石油ガス災害バルク等」のうち「容器部分」と「圧力調整器等部分」 一覧表はホームページに掲載します。

注1) LPガス配管又は電気配線等の「補助対象」又は「補助対象外」の区分について

1.「常用のLPガス又は常用の電気」が流れる「LPガス配管又は電気配線等」

	「補助対象外」です。
2.	「常用のLPガス又は常用の電気」+「非常用のLPガス又は非常用の電気」が流れる「LPガス配管又は電気配線等」
	「補助対象外」です。
3.	「非常用のLPガス又は非常用の電気」が流れる「LPガス配管又は電気配線等」

注2) シリンダー50kg容器(サイホン式容器を除く)での供給の場合について

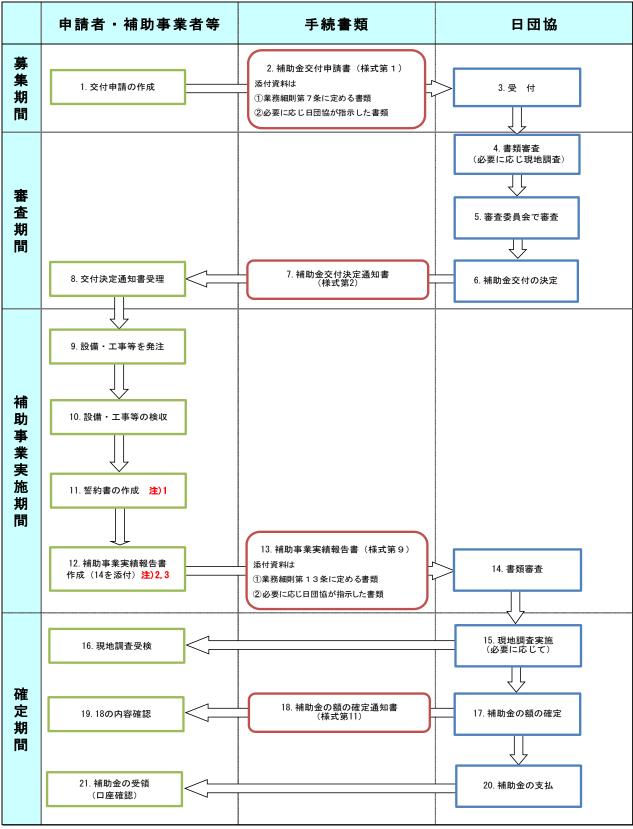
この場合は、配送センター等と補助事業者との「容器寄託契約書」又はこれに類するものを実績報告書に添付して提出していただきます。ご注意ください。

注3)「発電機の負荷計算書」について

「補助対象」です。

- 1. 非常時に避難所におけるライフライン維持のため、発電機を申請する場合、ポータブル発電機以外は当該発電機と接続して使用する各々の電気機器の負荷の明細を提出ください。
- 2. 妥当と判断されない場合、発電機の発電能力を低減していただく場合がありまのでご注意ください。

補助事業のフロ一図



- 注)1 誓約書を作成し提出する者は、以下のとおりとなります。
 - 1) 購入して設置した場合は、「石油ガス災害バルク等」の所有者自身。
 - 2)リース会社からリースを受けて設置した場合は「石油ガス災害バルク等」の利用者。
- **注)2** 補助事業者がリース会社の場合は、上記2)の利用者から「誓約書」を取得して補助事業実績報告書に添付し、提出する。
- 注)3 設備·工事等の代金支払は10.~12.の直前迄に済ませ、その振込依頼書の写しを補助事業実績報告書に添付ください。

当該補助金に係わる手続き

(1)補助事業の募集

日団協は、公募説明会を開催するとともにホームページに公募の内容を掲示します。

(2)補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、単独で又は共同して各々の募集期間内に補助金交付申請書(様式第1)に日団協が指定する書類を添付して提出ください。

- 注)「石油ガス災害バルク等」の購入と利用者が同一の場合 → 単独申請 「石油ガス災害バルク等」の購入(リース会社)と利用者が別の場合 → リース会社と利用者の共同 申請
- (3) 申請書類(日団協ホームページよりダウンロードできます。) 補助金交付申請には、以下の書類を提出して下さい。
 - 1) (様式第1) 補助金交付申請書
 - 2)補助金交付申請書の添付書類
 - ①業務細則の(別紙1)「補助事業に関する実施計画書」
 - ②上記「補助事業に関する実施計画書」で指定する書類
 - ③法人にあっては、申請者及び利用者の法人登記簿謄本(3ケ月以内)会社案内及び 決算報告書(直近2ケ年分)
 - ※提出できない場合は原則として申請することができません。
 - ※2年間連続して債務超過の場合は申請することができません。
 - ④業務細則の(別紙2)「暴力団排除に関する誓約事項」
 - ⑤日団協が必要と認め指示した書類
- (4)「設備費」及び「設置工事費」の契約に係る注意事項

当該補助事業を遂行するための売買、請負、その他の契約をする場合は、一般競争入札を原則とします。ただし、当該補助事業の遂行上、一般の競争に付することが困難である場合は指名競争とすることができます。<u>最低2社以上、できれば3社以上から見積を取得した上、契約する事業者を決定してください。(見積書を取得する事業者を選定した理由を実績報告時に提出していただきますので、ご注意ください。)</u>

- (5) 補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子 会社、関連会社及び関係会社)が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業 の利益等排除の対象となります。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりです。
 - 1)補助事業者の自社調達(工事を含む。)の場合、原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいいます。
 - 2) 1 0 0 %同一の資本に属するグループ企業からの調達(工事を含む。)の場合は、取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は O とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
 - 3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達(工事含む。)の場合 取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以 内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがた い場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対す る営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合はOと

する。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

4)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について 補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調 達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出 してください。

(6) 申請書類の提出先及び方法

1)提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号 櫻ビル5階 日本LPガス団体協議会 補助・受託事業室

TEL: 03-5511-1420 FAX: 03-5511-1421

ホームページ http://www.nichidankyo.gr.jp/

2) 提出方法 原則として郵送、又は宅配便でお願いいたします。 封筒宛先面に「石油ガス災害バルク補助事業 交付申請書在中」と明記して ください。

●<申込書作成に当たっての注意事項>

- ① 提出した申込書等は、申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ② 提出書面は、原則普通紙(再生紙を含む)を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ③ 鉛筆やカラーペン(黒、青色以外)で記載した書面は受理できません。
- ④ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印(申請書に捺す印)を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑤ 日団協では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
- ⑥ 補助金交付申請書は、添付資料と共にA4ファイルに綴じ込んでください。 会社等概要(会社案内)及び決算報告書又は事業報告書(直近2年分)はクリアポケット(透明の袋状のもの)に 入れて最後に添付してください。
- ※ 申請書の捺印は法人登録印としてください。(印鑑登録証明書は提出不要)

(7) 交付決定通知書

- 1)日団協は、申請に係る書類の審査後、審査委員会に諮り、当該申請が業務方法書(補助事業の要件)に適すると認めたときは、様式第2による補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」といいます。)により申請者にその旨を通知します。又、適正でないと認めたとき等は、理由を付して不受理とした旨を申請者に通知します。
- 2) 日団協は、前項の交付決定通知書に必要に応じて条件を付けることがあります。
- 3)日団協より交付決定通知書を受けた者は(以下「補助事業者」といいます。)は、「石油ガス災害バルク等」の購入に係る発注を行うことができます。

(8)「石油ガス災害バルク等」の購入

「石油ガス災害バルク等」の購入に係る発注は、交付決定後とします。それ以前に発注 した場合は補助金交付の対象外となります。ご注意ください。

(9)計画変更の承認

- 1) 交付決定された内容に変更が生じる場合、補助事業者は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を日団協に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、業務細則で定める軽微な場合を除きます。
- 2) 日団協は、前項に規定する計画変更承認申請書の内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第5による計画変更承認通知書により申請者に通知します。
- 3) 日団協は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことがあります。
 - ※ 交付決定後から、上記に書かれている補助対象設備及び機器の変更等を行おうとする場合に提出して頂

きます。 (補助金の額の変更を伴うケースが予想されるため)

- ※ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき及びその他日団協が必要と認め指示した場合も含むものとします。
- 4) 計画変更承認申請書の提出期間

交付決定後~実績報告書提出日又は平成27年度2月10日いずれか早い日(日団協 必着)

- (10) (様式第1) 補助金交付申請書 P9~P12
- (11) (別紙1)補助事業に関する実施計画書 P13上記の添付資料(参考資料1~5) P14~20
- (12)暴力団排除に関する誓約事項(別紙2) P21
- (13) 申請書類の提出先及び方法 P23
- (14)(様式第4)計画変更承認申請書 P24
- (15)(様式第1)補助金交付申請書の書き方見本(病院がリースを使って設置する場合) P25~

平成 年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、 石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)補助金交付申請書

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書第8条の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

捨印 (法人登録印)

1. 申請者(補助対象LPガス設備の購入者)

1	. 111 11 111	W 197 V 7 S	<u> Г</u>	ガヘ政備の購入石)	T				Transport"
٠.	フリガナ				,,,,,,,,,,		什	フリガナ	
法						Λ.	表	-	
人名					法人登録印	1	代表者名		
名					\ .	/	名		
	Tn !=		·	15.	**************************************]			
	郵便	番号	フリ	ガナ					
所在地		_							
仕				都•道					
地				府∙県					
	電話番号]			F.A	λX			
業務	方法書第	3条第25	引に期	!定する中小企業者			であ	る.	ではない。
76.121	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		J 1 — / 51	2011年末日			(0)	0 °	C10.00
リー	ス業が定績	次に掲げ	られて	いるか(掲げられていないのに、リー	-			7	1.4-1.
				象外となります)			۲,	る。	いない。
			フリオ		1				
	氏	名	- ,,						
	(役職・	氏名)							
	フリガナ								
	所属部	『署名	***************************************						
書									
責 任 者 *		郵便番	무 .	フリガナ					
者	-	д- Х- Ш	_						
*	住所※		_	都•道					
				府∙県					
								-	
	電話	番号			F	λX			
	нени	ш - 7			. ,	-			
	e-mail 7	アドレス							
		1			Г				
		フリガナ	_					フリガナ	
	名称					代表者		i	
				NIC 75 1 . 1 . 5 . 5 . 5 . 5 . 5 . 5 . 5 . 5				l	
			r ረ ረተ	業務方法書第4条第2項第3号に	記載されて	こしい	6		
設	7.F. P. I	1	f築	①に係わる施設()	
設 置 先	種別			②に係わる施設()	
先		2 艮	旡築	③に係わる施設(
				(ターボインの)他政(,	
		郵便看	동무	フリガナ					
		파스타	a . J						
	住所		-	- 都∙道					
				府∙県					

[※]日団協からの通知書類等は、「責任者住所」欄の住所へ送付します。

[※]記入する責任者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

2. 補助対象LPガス設備の利用者

	フリガナ	_					什	フリガナ
法人名						法人登録印	代表者名	
1	郵便	種号	フ	リガナ				
所在地			-		都∙道 府∙県			
電記	話番号					FAX		
	£	名	フ!.	Jガナ 				
責任者※	所属i	部署名	フ!.	Jガナ 				
伯 ※		郵便番·	号	フリガナ				
	住所※		_		都·道 府·県			
	電記	番号				FAX		
	e-mail	アドレス						

3. 手続代行者(手続きを代行するものがいる場合は記載する)

法人名	フリガナ		FIDE TO SERVICE AND ADDRESS OF THE PROPERTY OF	担当者名	フリガナ
所在地	郵便番号 —	フリガナ 都・道 府・県			
	電話番号		FAX		
	e-mail		販売登録番-	号	

[※]記入する責任者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。 ※申請者と利用者が同一の場合は記入不要です。

4. 申	請する	る補助事	業の概要
------	-----	------	------

(1)	概	要

(2)燃焼機器の明細等

名称、製造事業者、販売元、型番を記載	ţ		

5. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	円(税抜)
(2)補 助 対 象 経 費	円(税抜)
(3)補助金交付申請額 ※	円(税抜)

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

項目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①設備費	Ħ	Ħ		
②設置工事費	Ħ	Ħ		
合 計	Ħ	Ħ	1/2 又は 2/3	(3)※

^{※5.} の(3)と一致させること。

(様式第1) (4/4)

7. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日 交付決定後 完了予定日 平成 年 月 日

^{※「}補助事業完了予定日」とは、申請者が設備等の代金支払いを済ませた年月日とします。

8. 確認事項(いずれかに〇)

(1)本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (他の国の補助金を受けている場合は申請できません)	はい ・ いいえ
(2)本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」 の有無 (本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会 社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場 合は、業務細則第14条に規定する利益排除を行わねばなり ません)	有 - 無
(3)業務方法書第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない。 (該当する場合には申請できません)	はい ・ いいえ

補助事業に関する実施計画書

- 1. 申請者名
- 2. 補助事業実施場所の地図(最寄駅、最寄バス停がわかるもの)
- 3. 石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図 (平面図)、設備の配置・配管図。配管図には常用 以外の予定する非常用のLPガス配管等及び非常用のLPガス機器を失書きで記載して下さい。
 - ※添付資料:①「石油ガス災害バルク等」の設置予定場所の写真を2枚以上A4用紙に貼付けて添付。
 - ②建物を含む敷地の遠景写真を1枚以上A4用紙に貼付けて添付。
 - ③設置する先が公的避難所の場合は、公的避難所であることを示す行政等のHP等の写し。
- 4. 補助事業及び工事等の予定工程表 (参考様式 1)
 - 注意:支払は原則として銀行振込です。翌年の2月15日以内に支払を済ませてください。それ以降の場合は補助対象外となります。ご注意ください。
- 5. 購入及び設置工事の予定事業者の選定について
 - 5-1.事業者選定の方法(下記のいずれかに〇を付ける)
 - (1) 一般競争入札
 - (2) 指名競争入札
 - (3) 随時契約
 - 5-2. 上記で(3) にOを付けた理由
 - 5-3. 落札・決定事業者及び金額
 - 5-4. 添付資料
 - ①見積依頼書(参考様式2)の写し(相見積依頼先を含む)
 - ②<u>見積書(参考様式3)の写し(相見積を含む)、(参考様式3)の赤字で指示した書類</u>及び<u>「発電機の負荷計算書」P4、2.参照(ポータブル発電機は不要です)</u>
 - ※注1: 工事等について、複数社から分離見積を取得した場合は、見積比較一覧表を作成し添付。
 - ※注 2: 取得単価が 5 0 万円以上の設備(取得財産)がある場合は、一覧表及び当該設備の仕様書又はカタログを添付(予定設備に付箋)
- 6. 申請者と利用者が違う場合は、両者で取交す予定の「石油ガス災害バルク等」のリース契約書の案及 びリース料減額証明書兼計算書(参考様式4)の案
- 7. 実績報告書に添付する誓約書(参考様式5)の案
- 8. 許認可関係の申請書(受理の押印のあるもの)及び許可証等
 - 注:交付申請提出時に許可となっている場合に提出ください。交付申請時に許可が間にあわない場合は、実 績報告書提出時に添付していただきます。

参考様式1(予定工程表)													
年度						2	6						144- Av
項目	4	5	6	7	8	9	1 0	11	1 2	1	2	3	備考
補助事業の申請等予定及び代金支払いの予定等	_	計画	◎補助金交付申請	補助事業開始(発注)	事業	○補助事業実績報告	補助事業現地確定検査受検						支払予定日: 平成26年9月初旬 振込 注)支払は銀行振込 とします。それ以外 は、原則として補助 対象外となりますか ら、ご注意ください。
 監督官庁等への許認可及び届出 工事の工程 バルク搬入・設置工事 ②燃焼機器設置工事 			許認可申請等	→	試運転等								

○○○株式会社 御中

平成○○年○月○○日

見積依頼書

株式会社〇〇〇〇 〇〇〇部〇〇〇課 氏名 〇〇 〇〇 印

- 1. 工事名称 石油ガス災害バルク等設置工事他 (於:○○○)
- 2. 実施場所 〇〇県〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇一〇他
- 4. 工事範囲 当社が別紙にて指示する範囲とします。 ▲ 添付資料:内容を別紙に記載し、この見積依頼書と一緒に必ず提出する。
- 5. 見積様式 見積項目は①設備費及び②設置工事費に分類すること。
 - ①設備費とは、補助対象の石油ガス災害バルク容器等一式及び補助対象の燃焼機器類の購入費用をいう。
 - ②設置工事費とは、補助対象の石油ガス災害バルク容器一式及び 補助対象の燃焼機器類の設置工事に係る費用(設計・運搬・搬 入費含む)をいう。
- 6. 見積金額 見積項目が一式で50万円以上の場合は、見積項目の内訳を記載 すること。また、値引きの際はどの品名にたいして行うのか明確 に示してください。
- 7. 提出期限 (1)日 時 平成〇〇年〇月〇〇日(月)17:00まで (※ 郵送の場合「親展」として指定時間厳守のこと)
 - (2) 提出先 株式会社〇〇〇、〇〇〇部〇〇〇課 宛て先 課長 〇〇〇〇
- 8. 業者決定 見積書と内訳明細の両面及び工程表より検討の上査定し、社内事 務手順に基づき最も適切な見積提出者を請負業者とします。

以上

御見積書(写し)

株式会社〇〇〇〇御中

消費税 8%

総合計

平成25年〇月〇日

総価	格 ¥○,○○○,○○○—	(工事等₹ ○○○株式		・定の会社)	
御支払	A条件 <u>別途協議</u>	代表取締行		0000 (社	
御受渡	長場所 ○県○市○区○町○丁目○一○	(住所) ⁻ (TEL)	Γ		
備					
◎御見	L積書有効期間本書日附後90日限りですから期I	限後御注文	の際にに	は一応御照会く	ださい
項目	品 名 仕 様	数量	単位	単 価	金 額
	○○へ石油ガス災害バルク等を設置				
1	設備費				
	1-1. ○○(株)製石油ガス災害バルク				
	-980**(1,000kg型)	1	式		*
	1-2. LPガス発電・照明ユニット	1	式		****
	1-3. LPガス燃焼器(調理・炊飯・暖房)ユニット	1	式		****
	1-4. LPガス給湯ユニット	1	式		****
2	設置工事費等				
	2-1.図面等作製費(不用の場合は記載しない)	1	式		****
	2-2.バルク基礎工事代	1	式		****
	2-3 発電機基礎工事代	1	式		****
	2-4 電気工事代	1	式		****
	合 計				*****

注:①上記見積を提出させるために作成した見積依頼書を併せて提出。

②上記項目の内訳詳細(形式・能力、数量、単位、単価)を別紙として添付。

(別紙)内訳明細

(万リボ	氏) 内訳明細	T		,		
	品名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金額
	○○へ石油ガス災害バルク等を設置	I		<u> </u>	<u> </u>	
1	設備費					
	1-1-1 石油ガス災害バルク取り出しヘッダー付き		1	基	****	***
	1-1-2 供給ユニット(圧力調整器等)	BRV-20	1		***	***
	1-1-3 低圧フレキ管	BR-7-1	1		****	***
	1-1-4 マイコンメーター	****	1		***	***
	1-1-5 バルクベース	****	1		****	***
	1-1-6 ガードパイプ	UTIC-700~1000	1		****	***
	1-1-7 ガス検知器	XH-611EB	1		****	* * * *
	1-1-8 ガス検知器・残ガス警報通信設備	NCU	1		****	***
	1-1-9 ガス栓ボックス(防滴型)	RW460-20	1		****	***
	1-1-10 支柱ユニット	PRU20LB-2W	1		****	* * * *
	小計					* * * *
	1-2-1LPガス発電・照明ユニット	****	1		****	***
	小計					* * * *
	1-3-1 燃焼器(調理・炊飯・暖房)ユニット	****	1	式	***	***
	小計					* * * *
	1-4-1 給湯ユニット	****	1		****	* * * *
	小計					* * * *
2	設置工事費等					
	2-1-1 図面等作製費(不用の場合は記載しな		1	式	****	****
	<i>(</i> v)		1	10	* * * *	* * * * *
	小計					* * * *
	2-2-1 バルク容器等基礎工事代(25万以上は別		1	式	****	***
	にブレークダウンさせた明細を添付)		1	14	4 4 4 4	****
	小計					* * * *
	2-3-1 発電機基礎工事代(不用の場合は記載し					
	ない。25 万以上は別にブレークダウンさせた明		1	式	****	* * * *
	細を添付)					
	小計					* * * *
	2-4-1 電気工事代(不用の場合は記載しない。					
	40 万円以上の場合は別にブレークダウンさせた		1	式	****	***
	明細と配線図・系統図を添付)					
	小計					* * * *
	A=1					المعاد ال
	合計 200					*****
	消費税 8%					* * * *
L	総合計 レ変異8本以上の場会 1 設備費のと					*****

⁵⁰k容器8本以上の場合、1. 設備費のところの記載例を参考に記入してください。

の月額リース料

(月リース料率)

(月リース料率)

7. 補助金相当額充当後の月額リース料

リース料減額証明書兼リース料計算書

(利用者(設置場所を所有又は管理する者)) 【住所】	(リース事業会社) 【住所】	
【名称】	【会社名】	
	印	印
策事業のうち、石油ガス災が ガス設備」をリースする予定 2. 当該補助金交付を前提に、 円の一部	補助金相当額 部に充当します。 すられない場合は、上記の補助金相当額を	該補助金を利用し「補助対象LP 円を物件金額(販売価格ベース)
	Dリース契約の補助金相当額充当後のリース 記	ス料は、下記のとおりです。
1. 物 件 名		
2. 物 件 金 額 (販売価格ベース)		円(消費税等額別)
3. リース期間 4. 補助金相当額		円(消費税等額別)
5. 補助金相当額充当後 の物件金額		円(消費税等額別)
6. 補助金相当額充当前		

月リース料率

月リース料率

円(消費税等額別)

円(消費税等額別)

参考様式5 (誓約書) (購入して設置した場合)

日本LPガス団体協議会 殿

平成○○年○○月○○日

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名 印

法人の場合は法人登録印、個人の場合は 実印を押印

誓約書

個人名又は法人名は日本 L P ガス団体協議会が行う「平成〇〇年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)を利用して、平成〇〇年〇〇月〇〇付で下記に「石油ガス災害バルク等」を設置しました。

災害等発生時においては、補助金が交付された目的に従い、当該「石油ガス災害バルク等」を有効に活用することに努めます。

記

「石油ガス災害バルク等」の設置住所

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号 ○○○(名称があれば記入)敷地内

以上

注)上記の設置日は検収日とすること。

参考様式5 (誓約書)

(リース会社からリースを受けて設置した場合)

平成○○年○○月○○日

日本LPガス団体協議会 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

> 法人の場合は法人登録印、個人の場合 は実印を押印

誓 約 書

個人名又は法人名は日本 L P ガス団体協議会が行う「平成〇〇年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)を利用して、平成〇〇年〇〇月〇〇付で下記に「石油ガス災害バルク等」を〇〇会社からのリースで設置しました。

災害等発生時においては、補助金が交付された目的に従い、当該「石油ガス災害バルク等」を有効に活用することに努めます。

記

「石油ガス災害バルク等」の設置住所

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号 ○○○(名称があれば記入)敷地内

以上

注)上記の設置日は検収日とすること。

別紙2 (1/2)

日本 L P ガス団体協議会 会 長 殿

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を 有しているとき

以上

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称 印 及び代表者の氏名

> 法人の場合は法人登録印、個人の場合 は実印を押印

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字		生年	月日		性別	会社名	役職名
以石ガナ	八石疾于	和暦	年	月	日	エカリ	五江石	又眼石

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

申請書類の提出先及び方法

1)提出先 日本LPガス団体協議会 補助・受託事業室

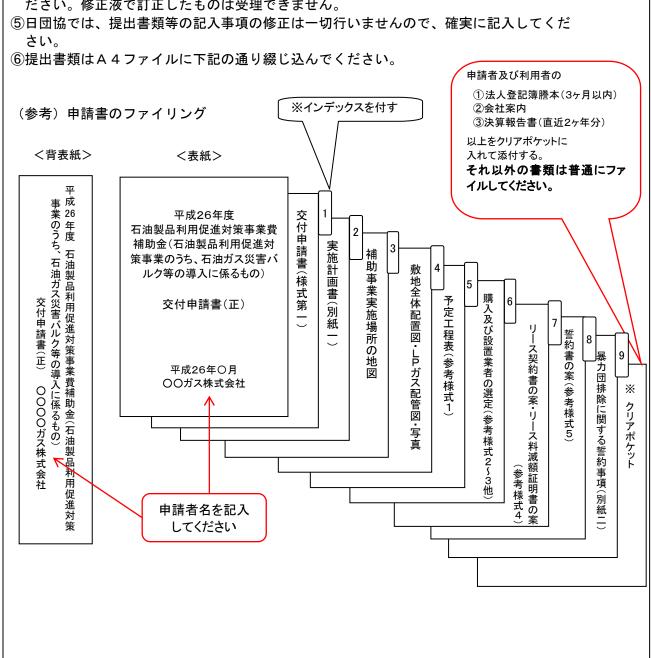
2)住所等 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号 櫻ビル5F TEL (03)5511-1420 FAX (03)5511-1421

ホームページ http://www.nichidankyo.gr.jp

3) 受付 9:00~17:30 (祝・祭日・年末年始を除く月~金)

- ●<申請書作成に当たっての注意事項>

- ①提出した申請書等は、交付申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ②提出書面は、原則普通紙(再生紙を含む)を使用してください。感熱紙及び青焼きでの 申請は受理できません。
- ③鉛筆やカラーペン(黒、青色以外)で記載した書面は受理できません。
- ④訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印(申請書に捺す印)を捺してく ださい。修正液で訂正したものは受理できません。



(様式第4)

平成 年 月 日

日本LPガス団体協議会 会長殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名 印

平成 年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、 石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画変更承認申請書

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 補助金交付番号
- 2. 変更の内容
- 3. 変更を必要とする理由
- 4. 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)(別紙)
- 6. 同上の算出基礎
- (注)中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

捨印 (法人登録印)

平成26年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)補助金交付申請書(病院/リースの例)

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の 導入に係るもの)補助金交付申請書 業務方法書第8条の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付 を申請します。

1. 申請者(補助対象LPガス設備の購入者)

2+	フリガナ		=:	チダンリース カブシキカイシャ			代	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ニチダン イチロウ		
法人名		日団リ-	ース	朱式会社	法人登録	法人登録印		代表取締役社長 日団 一郎		
丽	郵便	番号	フリ	ガナ トウキョ '	ウト ミナトク	1 トラ	ノモン	2-5-5 サクラピル 5F		
所在:	105	_		東京	2#	: जि न	5 /86	月2-5-5 櫻ビル5F		
地	00	01		果 京 府·県	ř	رر <u>ما:</u>	てノバ	リューラーラ 俊にルタト		
	電話番号	-		03-5510-000	F	AX		03-5511-000		
業務	方法書第	3条第2 5	引に規	定する中小企業者			であ	ではない。 ではない。		
				いるか(掲げられていないのに、リ 象外となります)		((V	いる。		
	氏	名	フリカ	j+	タン	トウ :	ニチダン	シ タロウ		
	(役職・	氏名)			担当	日団	太	郎		
			フリカ	i+ = +5	ンリースカフ	ジキ	カイシャ	リースプ リースイチカ		
責	所属部	『署名		日団リース権	株式会社 リース部 リースー課					
責 任 者 *		郵便番·	号二	フリガナ トウキ ョ	2-5-5 サクラピル5F					
I*	住所※	105 0001		東京 都·道 東京 府·県	港区虎ノ門2-5-5 櫻ビル5F					
	電話			03-ΔΔΔΔ-ΟΟΟΟ	F	FAX		03- Δ Δ Δ Δ-×××		
	e-mail 7	アドレス		nichid	dantaro@nichidan.co.jp					
		フリガナ	-	シス・オカヒ・ョウイン				フリガナ インチョウ ニチダン ツヨシ		
	名称		医	療法人 日団会 静岡病院		代	表者名	院長 日団 強		
設置	種別		f築 T 築	業務方法書第4条第2項第3号に ①に係わる施設(病院 ②に係わる施設(こ記載され	てい	る)		
先				③に係わる施設()		
		郵便看	番号	フリガナ・シ	ス・オカケン	シス゛	オカシ	ΔΔ1 007f x-x		
	住所	424	_			**		· A A E O O III · · · ·		
		000	00	静岡府県	静岡市△△区○○町×−×					

[※]日団協からの通知書類等は、「責任者住所」欄の住所へ送付します。

[※]記入する責任者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

(4/4)

2. 補助対象LPガス設備の利用者

,_	フリガナ	-	イリョウホウ	ジン ニチダンカイ		什	フリガナ リシ・チョウ ニチダン ジ・ロウ		
法人名			医療法人 日団会		法人登録印	代表者名	理事長 日団 二郎		
=r	郵便	番号	フリガナ	N.)キョウト チヨダウ	マルノ	パウチ 〇-〇-〇		
所在地	100) –	東京	都道	壬代田	区和	の内 〇一〇一〇		
地	00	005	本 水	府∙県	11011	<u> </u>			
電	話番号		03−△△	ΔΔ-0000	FAX		03- Δ Δ Δ -×××		
			フリガナ		プチョウ ニチ	ダン	サブロウ		
		;名 •氏名)			部長 日団	三良	ß		
			フリガナ		イリョウホウジンニ	チダン	ክ ብ ሃウムブ		
責 任 者 **	所属	部署名		医療	表人 日団	会 糸	総務部		
有 ※		郵便番	号 フリガナ	<u> </u>	ウキョウト チヨダク	マル	/ ウチ O-O-O		
	住所※	100	_ 東京	都·道 府·県	の内 〇一〇一〇				
	電記	番号	03−△	03-ΔΔΔΔ-ΟΟΟΟ FAX 03-ΔΔΔΔ-×××					
	e-mail	アドレス		nichidans	saburo@nid	chid	ankai.co.jp		

[※]記入する責任者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

3. 手続代行者(手続きを代行するものがいる場合は記載する)

	フリガナ カブ	ときもした。 ニエガン・	シス゚オカエイギョウショ		professional and the second		フリガナ ショチョウ ガス マアト			
法人名		シキル 12キ ニカン 上 ニチダン		FI (FI)			所長 瓦斯 真亜人			
	郵便番号	フリガナ		シズ	オカケン シス・オカ	0	O ₂ ΔΔ₹ 3			
所在地	424 —	静岡	都∙道	数四十八八尺 A A RT V V						
地	0000	門門	府·県			静岡市〇〇区△△町×一×				
	電話番号	054-0	ΟΟ-ΔΔΔΔ		FAX		$054-\Delta\Delta\Delta-\times\times\times$			
	e-mail	mato@	nichidan.co.jp		販売登録番	号	0000			

[※]申請者と利用者が同一の場合は記入不要です。

(様式第1) (3/4)

4. 申請する補助事業の概要

(1)概要

①医療法人日団会は経営する「静岡病院」に石油ガス災害バルク等(1,000 kgバルク×1基及び燃焼機器)を設置し、災害時には、病院の入院患者等並びに近隣の避難者に対し、炊出及び緊急処置等のための電源確保に役立てる。

- ③ 当社は、災害バルクメーカーの〇〇会社から「石油ガス災害バルク等」を購入し、「静岡病院」に本施設を設置、リース契約を行う。
- ③設置工事は平成〇〇年度〇月を予定している。

(2)燃焼機器の明細等

名称、製造事業者、販売元、型番を記載

- ①LPガス発電・照明ユニット・・・〇〇株式会社(△△株式会社製)、××××番
- ②LPガス燃焼ユニット・・・株式会社△△(××株式会社製)、〇〇〇〇番

5. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	5, 000, 000円(税抜)
(2)補 助 対 象 経 費	4, 500, 000円(税抜)
(3)補助金交付申請額 ※	2, 250, 000 円(税抜)

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

項目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①設備費	4, 000, 000円	4, 000, 000円		
② 設置工事費	1, 000, 000円	500, 000円		
合 計	5, 000, 000円	4, 500, 000円	1/2 又は 2/3	(3)※ 2, 250, 000 円

^{※5.} の(3)と一致させること。

(様式第1) (4/4)

7. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定後	完了予定日	平成○○年○○月○○日
-------	-------	-------	-------------

^{※「}補助事業完了予定日」とは、申請者が設備等の代金支払いを済ませた年月日とします。

8. 確認事項(いずれかに〇)

(1)本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (他の国の補助金を受けている場合は申請できません)	はい・ いいえ
(2)本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」 の有無 (本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会 社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場 合は、業務細則第14条に規定する利益排除を行わねばなり ません)	有 · 無
(3)業務方法書第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない。 (該当する場合には申請できません)	はい・ いいえ

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)審査委員会運営規程 審査手順

1. 申請の受付

各月毎に期間を区切って複数回行う。

受付期間中に申請額が予算を超えても、当該受付期間終了まで受付を行う。 申請額が予算を超えた月以降は受付を行わない。

2. 申請額が予算を超えた受付期間に受付した申請は下記とおりの優先順位をつけて 採択を行う。

記

ステップ1

- 1) 公共施設
- 2) 公的避難所等
 - ①公的機関が災害時に避難場所として指定した、又は公的施設の代替として 指定した施設
 - ②公的機関と協定を締結した避難所*で、公的避難所と同等以上と認められるもの
- 3)病院、老人ホーム等(災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が 多数生じる施設)
- 4) 民間の一時避難所 以上の順序で採択を行うものとする。

ステップ2

ステップ1のいずれかの段階で優先順位がつかない場合、地方公共団体から災害時に受入依頼のあるもの*を優先して採択するものとする。

ステップ3

ステップ2のいずれかの段階で優先順位がつかない場合、バルク設置先を優先 して採択するものとする。

ステップ4

ステップ3の段階で優先順位がつかない場合、都市ガス供給エリア内の設置先 を優先して採択するものとする。

ステップ5

ステップ4の段階で優先順位がつかない場合、その段階において、申請額に応じて残った予算額を按分するものとする。

※公的機関からのエビデンスの提出を必要とする。



日本LPガス団体協議会(日団協) 補助・受託事業室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号 櫻ビル5F TEL (03)5511-1420 FAX (03)5511-1421 ホームページ http://www.nichidankyo.gr.jp/

受付時間/9:00~17:30 (祝・祭日・年末年始を除く月~金)